

## 入 札 説 明 書（総合評価落札方式）

中部地方整備局沼津河川国道事務所の平成２２年度 沼津河川国道管内河川工事監督支援業務に係る入札公告（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１．公告日 平成２２年７月１日

２．契約担当官等

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局沼津河川国道事務所長 前佛 和秀

静岡県沼津市下香貫外原３２４４－２

３．業務概要

（１）業 務 名 平成２２年度 沼津河川国道管内河川工事監督支援業務

（電子入札対象案件）

（２）業務目的 本業務は沼津河川国道事務所の伊豆長岡出張所及び沼津河川出張所における工事の監督補助を行うことにより監督職員を支援し、当該発注工事の円滑な履行及び品質確保を図ることを目的とする業務である。

（３）業務の内容

主な業務内容は以下のとおりである。

①設計図書等に基づく工事請負者に対する指示・協議に必要な資料作成

②請負者から提出された、承諾・協議事項などの設計図書との照合

③現地の確認及び調査並びに検討に必要な資料作成

④その他工事変更・地元協議等に必要な資料作成

⑤使用材料（支給材料を含む）の設計図書との照合・報告

⑥施工状況（段階確認）の設計図書との照合・報告 など

予定工事件数は１５件を予定している。

（４）技術提案書に関する要件

１）入札参加希望者は、次の事項について技術提案書を提出すること。

①実施方針

②業務実施体制

③特定テーマ

本業務において技術提案を求める特定テーマは、以下に示す事項である。

ア）品質確保に向けた管理技術者及び担当技術者の役割等の実施体制の提案、並びに業務のピーク時及び常時の実施体制についての提案

イ）本業務における守秘性、中立・公平性の確保について

（５）履行期限 平成２３年３月３１日

(6) 主たる部分

本業務における「主たる部分」は発注者支援業務共通仕様書第1016条第1項に示すとおりとする。

(7) 再委託の禁止

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

(8) 成果品

成果品は以下のとおりとする。

- ・業務実施報告書 1式
- ・打合せ資料 1式

(9) 入札方式等

本業務は、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式で実施するものである。また、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第85条の基準に基づく価格を設定する総合評価落札方式においては、予定価格が2,000万円を越える業務の場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う。

本業務は、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書（以下「申請書等」という。）の資料提出及び入札を電子入札システム等で行うものとする。

電子入札システムで使用できるICカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のICカードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

「紙入札方式参加承諾願」については、国土交通省中部地方整備局ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/> 「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「電子入札情報」－「電子入札中部地方整備局様式」よりダウンロードすること。

この申請書の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。

- ・受付窓口：国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所 経理課

〒410-8567 静岡県沼津市下香貫外原3244-2

TEL 055-934-2002 FAX 055-934-2059

まで持参により提出すること。

- ・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から16時00分まで。

(10) 本業務の契約書(案)、特記仕様書(案)は別冊のとおりである。

(11) 本業務は「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者の手持ち業務量の制限等」の対象業務である。

(12) 担当部局

〒410-8567 静岡県沼津市下香貫外原3244-2

国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所

①契約関係

経理課

電 話：055-934-2002

FAX：055-934-2059

E-mail : keinumaz@cbr.mlit.go.jp

## ②技術関係

工務第一課

電 話 : 0 5 5 - 9 3 4 - 2 0 0 5

F A X : 0 5 5 - 9 3 4 - 2 0 1 9

E-mail : nmz-kouichi@cbr.mlit.go.jp

## 4. 競争参加資格

### 4-1. 基本的要件

入札参加希望者は、次の1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は2)に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

#### 1) 単体企業

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く）における土木関係建設コンサルタント業務に係る平成21・22年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。  
（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

※ 1) ②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も申請書等を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、競争参加資格確認通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。競争参加資格確認通知の日は別表①の日を予定する。

#### 2) 設計共同体

1)に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成22年7月1日付け中部地方整備局長）に示すところにより、中部地方整備局長から平成22年度 沼津河川国道管内河川工事監督支援業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けている又は申請を行っていること。

なお、設計共同体として参加する場合、管理技術者は設計共同体の代表者から配置

されていること。

#### 4－2．競争参加資格確認申請書の提出者に関する要件

##### (1) 中立公平性に関する要件

- ・本業務の履行期間中に工期がある当該事務所発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。
- ・発注工事に参加とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請けをしていることをいう。
- ・資本面・人事面で関係があるとは、次の①又は②に該当するものをいう。

①一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。

②一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

##### (2) 業務実施体制に関する要件

- ・競争参加資格確認申請書を提出する者は、中部地方整備局管内に業務拠点（予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ）を有するものであること。
- ・業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
- ・業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。
- ・設計共同体の場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

##### (3) 業務実績に関する要件

- ・競争参加資格確認申請書を提出する者は、平成12年度以降に完了した以下に示す業務（平成21年度完成予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有すること。

ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

業務：国、特殊法人等（注1）、地方公共団体（注2）、地方公社等（注3）公益法人（注4）、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業（注5）が発注した発注者支援業務、公物管理業務（河川又は道路）、CM業務、PFI事業技術アドバイザリー業務、土木設計業務（河川又は道路）、調査検討・計画策定業務（河川又は道路）、管理施設調査・運用・点検業務（河川又は道路）、測量業務、地質調査業務。

注1）特殊法人等は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条に示す、関西国際空港（株）、首都高速道路（株）、中日本高速道路（株）、成田国際空港（株）、西日本高速道路（株）、日本環境安全事業（株）、阪神高速道路（株）、東日本高速道路（株）、本州四国連絡高速道路（株）、日本中央競馬会、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人空港

周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構とする。（日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人含む）

注２）地方公共団体とは、地方自治法第１条の３に規定する普通地方公共団体（都道府県、市町村）及び特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団）とする。

注３）地方公社等とは、地方道路公社法に基づく「道路公社」、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」とする。

注４）公益法人等は、次のものをいう。

一 公益法人とは、一般社団法人又は一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人とする。

二 旧民法第３４条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成２０年１２月１日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人（特例社団法人又は特例財団法人）

注５）大規模な土木工事を行う公益民間企業とは、鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社をいう。

※各業務の具体は、別紙－１「発注者支援業務等（発注者支援・公物管理）の業務実績一覧」による。

４－３．配置予定管理技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

（１）予定管理技術者の資格等

以下のいずれかの資格等を有する者

- ・技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）
- ・一級土木施工管理技士
- ・土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会一級技術者の資格を有する者
- ・「施工体制の確保に関する推進協議会」が認定した発注者支援技術者（土木）Ⅰ種又は（社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）又は公共工事

品質確保技術者（Ⅱ）又はその他これに準ずると発注者が認める者（※１）

- ・ R C C M（シビルコンサルティングマネージャー）または R C C M と同等の能力を有する者（※２）（技術士部門と同様の部門に限る）

※１ 「その他これに準ずるものと発注者が認める者」とは以下のとおり

- ・ 「公共工事の品質確保の促進に関する北海道連絡協議会」が認定した発注者支援業務技術者Ⅰ
- ・ 「東北地方公共工事品質確保促進協議会会長」が認定した支援管理技術者Ⅰ
- ・ 「関東地方整備局長」が委嘱した公共工事品質確保確保技術者
- ・ 「公共工事の発注者責任協議会会長」が認定した支援技術者Ⅰ種
- ・ 「近畿地方公共工事品質確保推進協議会」が認定した支援管理技術者ⅠまたはⅡ
- ・ 「中国地方整備局長」が認定した公共工事発注者支援技術者Ⅰ種
- ・ 「四国地方公共工事品質確保推進協議会」が認定した支援技術者Ⅰ種
- ・ 九州地方における「公共工事品質確保技術者資格認定委員会委員長」が認定したⅠ種公共工事品質確保技術者
- ・ 「沖縄地方公共工事品質確保等推進協議会」が認定したⅠ種支援技術者

※２ 「R C C M と同等の能力を有する者」とは、R C C M 試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者

※ 外国資格を有する技術者（わが国及び W T O 政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又は R C C M 相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設市場整備課）を受けている必要がある。

なお、競争参加資格確認申請書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも競争参加資格確認申請書を提出することができるが、この場合、競争参加資格確認申請書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の認定を受けるためには競争参加資格確認通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。競争参加資格確認通知の日は別表①の日を予定する。

## （２） 予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

予定管理技術者は、平成 1 2 年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（平成 2 1 年度完成予定も対象に含む）において、1 件以上の実績を有すること。

業務実績には、元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、下請、出向、又は派遣により行った業務実績も同種又は類似業務として認める。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

同種：国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した土木工事に関する発注者支援業務

類似：以下のいずれかの実績

- ・地方公共団体（都道府県及び政令市を除く）、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務
- ・国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理補助業務（河川）、CM 業務、P F I 事業技術アドバイザー業務、土木設計業務（河川）の概略設計・予備設計・詳細設計、土木工事の監理技術者

### （３）手持ち業務量

- 1）平成２２年７月１日現在の全ての手持ち業務の契約金額合計が４億円未満かつ手持ち業務の件数が１０件未満である者であること。

ただし、平成２２年７月１日現在の手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が２億円未満かつ手持ち業務の件数が５件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している契約金額が５００万円以上の業務をいう。

- 2）本業務の履行期間中は配置管理技術者の手持ち業務量が１）に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該配置管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 当該配置管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 過去４年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置管理技術者と同等以上の平均点を有する者又は過去４年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が７５点以上である者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

- 3）本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、配置予定管理技術者とは別に、以下の①から④までのすべての要件を満たす担当技術者を１名配置することとし、低入札価格調査時にその旨が確認できる書面として、当該業務の「予定管理技術者の経歴等」及び「予定管理技術者の同種又は類似業務の実績」記載様式を提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、中部地方整備局競争契約入札心得第６条第９号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

- ① 配置予定管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 配置予定管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 過去４年以内の同種業務で地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が７５点以上の業務における管理技術者としての経験を有し、過去４年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく技術者成績の平均点が７５点以上である者

- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置  
予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

#### 4－4．競争参加資格確認申請書に対する要件

##### (1) 技術提案書の記載内容

競争参加資格確認申請書に添付する技術提案書等において、内容が殆ど記載されていない、又は提案内容等が判断できない場合は競争参加資格がないものとする。

#### 5．競争参加資格確認申請書の提出等

- (1) 入札参加希望者は、申請書等を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- (2) 入札参加希望者は、電子入札システムにより申請書等を提出すること。

提出方法は、電子入札システム「競争参加資格確認申請書」画面の添付資料フィールドに「申請書」（様式1）及び「資料」（様式2～7）、技術提案書フィールドに「技術提案書」（様式8～11）をそれぞれ添付し提出すること。

電子入札システムによる提出資料のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

- ・ 一太郎 2007 以下
- ・ Microsoft Word2002 以下
- ・ Microsoft Excel2002 以下
- ・ その他アプリケーション PDFファイル Acrobat6.0 以下  
画像ファイル JPEG及びGIF形式  
圧縮ファイル LZH形式のみ  
※ ZIP等、他の圧縮形式は認めない。

ただし、申請書等の容量が3MBを超える場合は、「持参」又は「郵便（書留郵便に限る）又は託送（※ 注1）（以下「郵送等」という。）」により提出すること。持参又は郵送等にて提出する場合は、電子入札システムとの分割は認めない。また、持参、郵送等にて提出する場合は、提出書類は電子媒体（CD－ROM等）に6（2）の形式で作成したファイルを記録したものを添付すること。

なお、郵送等で提出する場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより申請書等として送信すること。

- ① 郵送等する旨の表示
- ② 郵送等する書類の目録 F A X の提出を認めない
- ③ 郵送等する書類のページ数
- ④ 発送年月日

また、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、持参又は郵送等により提出し、提出書類は電子媒体（CD－ROM等）に6（2）の形式で作成したファイルを記録したものを

添付すること。

提出期間及び提出先は以下のとおりとする。

- ・提出期間：別表②のとおり。
- ・提出先：５と同じ。

※ 注１ 「託送」とは…民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便で書留郵便と同等のものとする。

（３）技術提案に対する審査等

技術提案に対する審査及び評価は、技術的所見を沼津河川国道事務所建設コンサルタント選定委員会において行う。

（４）競争参加資格の確認は、競争参加資格確認申請書の提出期限日をもって行うものとする。なお、競争参加資格確認通知の日は、別表①の日を予定する。

（５）その他

- ①申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ②分任支出負担行為担当官は、提出された競争参加資格確認申請書を本案件に係る手続き以外に提出者に無断で使用しない。
- ③提出された競争参加資格確認申請書は、返却しない。
- ④提出期限以降における競争参加資格確認申請書の差し替え及び再提出は認めない。  
ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。
- ⑤競争参加資格確認申請書に関する問い合わせ先 ３．（12）と同じ。

（６）競争参加資格確認申請書の作成及び記載上の留意事項

① 競争参加資格確認申請書内容の留意事項

競争参加資格確認申請書について、記載された事項以外の内容を含む申請書、又は書面及び書式に示された条件に適合しない資料等については申請書を無効とする場合があるので注意すること。

なお、競争参加確認申請書の様式は、様式－１～１０（Ａ４判）、内技術提案書の様式は、様式－８～１０（Ａ４判）に示されるとおりである。

| 記 載 事 項     | 内 容 に 関 す る 留 意 事 項                                                                                                                                                 |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 企業の業務実績     | ・ 競争参加資格確認申請書の提出者が過去に受注した業務実績について記載する。<br>・ ４－２．（３）に規定する業務に関する実績を対象とする。<br>・ 平成 12 年度以降に完了した業務とする。<br>・ 記載する件数は最大 2 件とする。<br>・ 記載様式は様式－４、様式－４－２とし、１件につき 1 枚以内に記載する。 |
| 予定管理技術者の経歴等 | ・ 配置予定の管理技術者について、資格・業務経験等について記載する。                                                                                                                                  |

|                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                      | <p>保有資格の資格証等の写しを添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手持ち業務は平成 22 年 7 月 1 日現在、国土交通省以外の発注者（国内外を問わず）のものも含めて全て記載する。</li> </ul> <p>手持ち業務とは管理技術者又は担当技術者となっている500万円以上の他の業務とし、本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし業務名の後に「特定済」と明記するものとし、参考見積金額を契約金額として記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該地域での業務実績について、記述している中部地方整備局管内で行った業務の実績を 1 件記載する。業務実績とは発注者の別、同種・類似などの業務種別に関わらず、当該地域で受託した全ての業務をいう。</li> <li>・ 記載様式は様式－5 とする。</li> <li>・ 競争参加資格確認申請書の提出者と「直接的な雇用関係」にあることを証明する資料（様式自由）を添付すること。</li> </ul> |
| 予定管理技術者の同種又は類似業務等の実績 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配置予定の管理技術者が過去に従事した「同種又は類似業務」の実績について記載する。</li> <li>・ 平成 12 年度以降に完了した業務とする。</li> <li>・ 記載する件数は最大 2 件とする。</li> <li>・ 競争参加資格確認申請書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名を記載すること。</li> <li>・ 記載様式は様式－6、様式－6－2 とし、1 件につき 1 枚以内に記載する。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 業務実施体制(1)            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者などの技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。</li> <li>・ 記載様式は様式－7 とする。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 業務実施体制(2)            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配置予定の管理技術者を記載する。</li> <li>・ 競争参加資格確認申請書の提出者以外の企業に所属する者を担当技術者とする場合には、実施体制（1）の欄に企業名等と分担業務の内容を記載すること。</li> <li>・ 本業務に従事予定の担当技術者の人数を記入すること。</li> <li>・ 記載様式は様式－7 とする。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 営業拠点の所在地             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 競争参加資格確認申請書を提出する者は、中部地方整備局管内の営業拠点（本支店及び営業所等で配置予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ）を記載する。</li> <li>・ 記載様式は様式－3 とする。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 実施方針・実施体             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務の実施方針、実施体制、実施フロー、工程表について簡潔</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

|                 |                                                                                                                                                               |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 制・実施フロー・<br>工程表 | に記載すること。<br>・記載様式は様式－９とし、１枚以内に記載すること。                                                                                                                         |
| 評価テーマ           | ・入札説明書３．（４）に示した、評価テーマに対する取り組み方法を具体的に記載すること。記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることに支障はないが、本件のために作成したＣＧ、詳細図面等を用いることは認めない。<br>・記載様式は様式－１０とし、１テーマにつき１枚以内に記載すること。 |

② 業務実績を証明する資料及び配置予定管理技術者の資格証明書の写し

入札参加希望者が過去に受注した業務実績として記載した業務について、その業務に係る契約書の写しを提出すること。

配置予定管理技術者が過去に従事した同種又は類似業務の実績として記載した業務について、請負業務で従事した実績の場合、その業務に係る契約書及び配置予定管理技術者が従事したことが確認できる資料（例えば業務計画書の表紙及び配置予定管理技術者が業務に従事していることが確認できるページ）等の写しを提出すること。

ただし、入札参加希望者及び配置予定管理技術者の業務実績が、財団法人日本建設技術総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（ＴＥＣＲＩＳ）」に登録され、業務の内容が確認できる場合、契約書及び配置予定管理技術者が従事したことが確認できる資料の写しは提出する必要がない。

なお、発注者の立場として業務に従事した実績の場合、その業務の発注機関の証明を受けた、配置予定管理技術者がその業務に従事したことが類推できる経歴書等の資料を提出すること。

配置予定管理技術者が保有する資格について、合格証明書等の写しを提出すること。

③ 中立公平性が確認できる誓約書（様式自由）若しくは資料の写しを添付すること。

６．競争参加資格確認の通知及び理由の説明

競争参加資格確認通知の日は別表①の日を予定する。

- （１）申請書等を提出した者のうち、競争参加資格がないと認められた者に対しては、競争参加資格がないと認めた理由を付して通知する。
- （２）上記（１）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して５日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、分任支出負担行為担当官中部地方整備局沼津河川国道事務所長に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。
- （３）上記（２）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して３日以内に書面により行う。
- （４）競争参加資格がないと認めた理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとお

りである。

・受付場所：3. (12) ①と同じ。

・受付時間：上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く10時00分から16時00分まで

## 7. 入札説明書及び積算基準資料等に対する質問の受付及び回答

- (1) 質問は、文書（書式自由、ただし規格はA4判）により行うものとし、電子入札システムにより提出することとし、提出後電話で通知すること。なお、電子入札システムによる質問書の提出にあたっては、質問書に業者名（過去に受注した具体的な業務名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。）を記載しないこと。このような質問があった場合には、公正な入札の確保が出来ないため、その者の行った入札を原則として無効とする。

紙入札方式の者は、持参又は電子メール（着信を確認すること。）により提出すること。なお、持参又は電子メールで提出する場合、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

①質問の受付先：3. (12) ①と同じ。

②質問の受付期間：別表③のとおり。

- (2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から5日（休日を含まない。）以内に電子入札システムにより回答するので確認すること。また、下記のとおり閲覧に供する。なお、紙入札者に対しては別途回答する。

①閲覧場所：沼津河川国道事務所 経理課

②閲覧期間：回答の翌日から開札日の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで

## 8. 総合評価落札方式に関する事項

- (1) 落札者を決定するための基準

入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、(2) 総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

①入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払いの原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

②落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。

③上記において、評価値が最も高い者が2名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。

## (2) 総合評価の方法

### ①評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

### ②価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の配分点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

価格評価点の配分点は30点とする。

### ③技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じ、下記1)、2)、3)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は60点とする。

- 1) 予定技術者の経験及び能力
- 2) 実施方針等
- 3) 評価テーマに対する技術提案
- 4) 技術提案の履行確実性を評価する場合がある。

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

#### 【技術提案の履行確実性を評価する場合】

$$\begin{aligned} \text{技術評価点} = & (\text{技術評価点の満点}) \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計}) \\ & \times (\text{履行確実性評価に基づく履行確実性度}) \end{aligned}$$

#### 【技術提案の履行確実性を評価しない場合】

$$\begin{aligned} \text{技術評価点} = & (\text{技術評価点の満点}) \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計}) \\ \text{履行確実性に関する評価に基づく履行確実性度} = & 1.00 \sim 0 \end{aligned}$$

### ④技術評価点における評価基準

- 1) 予定管理技術者
  - ・ 資格
  - ・ 専門技術力（同種及び類似業務の内容）
  - ・ 情報収集力
- 2) 実施方針等
  - ・ 業務の理解度
  - ・ 実施手順
- 3) 評価テーマ
  - ・ 的確性
  - ・ 実現性

### ⑤技術提案の履行確実性に関する評価

- 1) 履行確実性を評価する場合の基準は、別添資料「履行確実性の審査・評価のための追加書類等」の3.に示す。

## (3) 技術評価点を算出するための基準

技術提案書の内容について、評価項目、判断基準並びに評価のウエイトは以下のとおりとする。

| 評価項目           | 評価の着目点 |           |         |                                |                                                                                                                                                                                                                                                                | 評価のウエイト           |
|----------------|--------|-----------|---------|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
|                | 判断基準   |           |         |                                |                                                                                                                                                                                                                                                                |                   |
| 予定管理技術者の経験及び能力 | 管理技術者  | 資格要件      | 技術者資格等  | 技術者資格等、その専門分野の内容               | 下記の順位で評価する。<br>① 以下のいずれかの資格を有する者<br>・ 技術士（建設部門又は総合技術監理部門－建設）<br>・ 一級土木施工管理技士<br>・ 土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会一級技術者<br>・ 発注者支援技術者（土木）Ⅰ種又は（社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）又は公共工事品質確保技術者（Ⅱ）又は発注者が認めた同等の資格を有する者<br>② 以下のいずれかの資格を有する者<br>・ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者 | ① 5<br>② 3        |
|                |        | 専門技術力     | 業務執行技術力 | 平成12年度以降の同種又は類似業務の実績の内容        | 下記の順位で評価する。<br>① 同種業務の実績がある。<br>② 類似業務の実績が2件ある。<br>③ 類似業務の実績がある。                                                                                                                                                                                               | ① 5<br>② 3<br>③ 1 |
|                |        | 情報収集力     | 地域精通度   | 過去10年間の同種又は類似業務の当該事務所・周辺での業務実績 | 下記の順位で評価する。<br>① 沼津河川国道事務所管内における同種又は類似業務実績がある。<br>② 中部地方整備局管内における同種又は類似業務実績がある。<br>③ 上記の実績がない。                                                                                                                                                                 | ① 5<br>② 3<br>③ 1 |
| 実施方針           | 業務理解度  |           |         |                                | 業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。                                                                                                                                                                                                                                  | 10                |
|                | 実施体制   |           |         |                                | 配置技術者の経験、資格、人数、代替要員の確保など業務を遂行するうえで体制が確保されている場合に優位に評価する。                                                                                                                                                                                                        | 20                |
| 評価テーマ          | 全体     | 評価テーマの整合性 |         |                                | 評価テーマ間の整合性が高い場合に優位に評価する。                                                                                                                                                                                                                                       | 5                 |

|             |        |                                                                     |                                                                                       |    |
|-------------|--------|---------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|----|
| テーマに対する技術提案 | 評価テーマⅠ | 合性                                                                  | 価する。                                                                                  |    |
|             |        | 品質確保に向けた管理技術者及び担当技術者の役割等の実施体制の提案、並びに業務のピーク時及び常時の実施体制が的確な場合に優位に評価する。 |                                                                                       | 10 |
|             | 評価テーマⅡ | 的確性                                                                 | 本業務における留意点を十分に理解し、品質確保に向けた管理技術者及び担当技術者の役割等の実施体制の提案、並びに業務のピーク時及び常時の実施体制が的確な場合に優位に評価する。 |    |
|             |        | 実現性                                                                 | 必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法)が網羅されている場合に優位に評価する。                                             | 5  |
|             |        | 的確性                                                                 | 本業務における留意点を十分に理解し、守秘性、中立・公平性の確保への対応策が的確な場合に優位に評価する。                                   | 10 |
|             |        | 実現性                                                                 | 必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法)が網羅されている場合に優位に評価する。                                             | 5  |

#### (4) 技術提案に基づく業務

採用した提案内容に基づき、業務計画書作成及び実業務を行うものとする。

受注者の責により提案内容を満足する業務が行われない場合は、業務成績評定を減ずる等の措置を行う。

### 9. 技術提案に関するヒアリング

(1) 以下のとおり配置予定管理技術者に対してヒアリングを行う。

①実施期間：平成22年7月26日～平成22年7月29日

②ヒアリングの時間は別途通知する。

(2) ヒアリングでは技術提案書に記載された以下の事項について確認を行う。

- ①配置予定管理技術者の経歴について
- ②配置予定管理技術者の業務実績について
- ③業務の着眼点・実施方針について
- ④評価テーマについて

#### 10. 履行確実性に関するヒアリング

- 1) 予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべての者について、所定の期間内に履行確実性に関するヒアリングを実施する場合がある。

実施場所：中部地方整備局沼津河川国道事務所内

実施予定日：追加資料の提出期限から5日以内

時間：20分程度

出席者：配置予定管理技術者及び増員担当技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で3名以内とする。

- 2) ヒアリングの日時、詳細な場所、留意事項等は、別途連絡する。

- 3) 入札者のうち、その申込みに係る価格が調査基準価格に満たない者には、開札後、速やかに「低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」の実施の可否について、電話で確認を行う。

- 4) 3)の実施が可能な者に対しては、技術提案書とは別に、別添資料「履行確実性の審査・評価のための追加書類等」の2の資料を以下により提出を求める。

提出先：1) 実施場所と同じ

提出期限：追加資料の提出要請日から3日以内の日

なお、提出要請時に改めて通知する。

提出方法：持参により3部提出すること。また同時に、追加提出資料の電子媒体（CD-R 1部）を提出すること。

- 5) 履行確実性に関する評価における資料の作成及び提出、履行確実性に関するヒアリングに係る費用（発注者側の経費は除く）は、入札者の負担とする。

#### 11. 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札書の受付期間

別表④のとおり。（紙入札の場合も同じ。）

- (2) 入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により沼津河川国道事務所経理課まで持参又は郵送等すること。

なお、FAX・郵送による入札は認めない。

- (3) 開札の日時及び場所

別表⑤のとおり。

#### 12. 入札方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税

事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

ただし、場合によっては3回目を執行することがある。

なお、やむを得ない場合を除き随意契約には移行しない。

#### 1 3. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 免除

#### 1 4. 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

第1回目の入札が不調になった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

なお、紙入札方式参加者で第1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度入札を行うこととなったときは、再度入札に辞退したものとして取り扱う。

#### 1 5. 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊中部地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格がある旨を確認された者であっても、開札の時において指名停止を受けている者その他の開札の時において4に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

また、入札参加者が競争参加資格確認通知を受け、入札した場合においても、以下に該当する場合は入札を無効とする。

(1) 技術提案書の記載内容又は技術提案に関するヒアリングの聞き取り内容において次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合。

##### ①技術提案書

- ・業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている。
- ・実施方針と特定テーマの技術提案に矛盾等があり、整合性が図られていない。
- ・実施方針と業務実施体制のいずれかが0点の場合

## ②技術提案に関するヒアリング

- ・技術者自身の業務実績について説明できない等自ら主体的に携わったことが認められない。
- ・本業務の目的、内容又は技術提案の内容を理解していない。
- ・質問に対する回答が全くない、若しくは回答が著しく不適切である。

(2) 図面、仕様書及び現場説明書、参考資料等（変更分含む。）の交付を受けていない場合。

## (3) 履行確実性に関する評価

- ・履行確実性に関するヒアリングに応じない場合（履行確実性に関するヒアリングの日時、指定場所に来なかった場合を含む）及び開札後に追加資料の提出を求められた者が追加資料（履行確実性に関するヒアリングの当日に持参し、履行確実性に関するヒアリングの前までに提出する書面を含む）を提出期限までに提出しない場合等。（ただし、天災・事故・病気等、特別な場合は除く）

## 16. 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務

予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、次の(1)から(4)について実施するものとする。なお、(1)及び(2)については、履行確実性の評価及び予決令第 86 条の調査に先立ち、実施の可否について確認を行うものとする。

### (1) 配置予定管理技術者の制限

配置予定管理技術者の制限について、次の1)及び2)を実施するものとする。なお、1)により配置する技術者は、測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に登録すること。

- 1) 本業務の配置予定管理技術者としての要件を満足し、過去4年以内の同種業務で地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上の業務における管理技術者としての経験を有し、過去4年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく技術者成績の平均点が75点以上である技術者を、配置予定管理技術者とは別に担当技術者として配置し、業務実施上必要となる全ての打合せに配置管理技術者と同席出席するものとする。また、増員担当技術者の手持ち業務量は、配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者とする。
- 2) 本業務の履行期間中は配置管理技術者の手持ち業務量が契約金額で2億円、件数で5件を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。
  - ① 当該配置管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
  - ② 当該配置管理技術者と同等の技術者資格を有する者
  - ③ 過去4年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置管理技術者と同等以上の平均点を有する者又は過去4年間の同種業務におけ

る地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上である者

- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置  
予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

(2) 品質証明等

当該業務の不備により、国土交通省に損害を与えた場合、受注者の責任において損害補填する旨を明記した、平成21・22年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けた代表者の直筆署名による品質証明書を提出すること。ただし、契約当事者が委任状により当該業務の契約締結権限等を受任している者である場合には、代表者及び受任者の2名による連名の直筆署名とする。また、損害補填の期間は、本業務に係る工事が完成するまでとする。

提出された品質証明書は、中部地方整備局ホームページにて公表する。

(3) 再委託

特記仕様書で示す軽微な部分の再委託を除いた再委託額が業務委託料の3分の1以内とすることとし、開札後に実施する低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務確認時及び履行確実性に関するヒアリング前段及び低入札価格調査の際に確認するものとする。

(4) 打合せ

業務実施上必要となる全ての打合せに管理技術者と（1）1）の担当技術者が出席するものとする。また、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査員による履行確認を行うものとする。

17. 手続における交渉の有無 無

18. 契約書作成の要否

業務等委託契約書（総価契約）により、契約書を作成するものとする。

なお、本業務において提出された技術提案について、提案内容として採用したものについては契約書特約事項として添付する。

19. 支払条件

支払い条件については、下記を予定している。ただし、契約金額又は履行期間によって変更する場合がある。

前払金 無

部分払金 1 回以内

20. 火災保険付保の要否 否

21. 落札者の決定結果に不服がある者に対する理由の説明

- (1) 総合評価落札方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、分任支出負担行為担当官に対して非落札理由についての説明を落札者決定の日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面（様式は自由）により求めることができる。
- (2) 上記（1）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日は含まない。）以内に書面により行う。
- (3) 受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
  - ・受付場所：3.（13）①と同じ
  - ・受付時間：上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く10時00分から16時00分まで

## 2 2. 再苦情申立て

- (1) 6.（3）及び2 1.（2）の回答に不服がある者は、分任支出負担行為担当官からの回答を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、書面により、中部地方整備局長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情の申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。
- (2) 再苦情申し立ての受付窓口及び受付時間
  - ①受付窓口 中部地方整備局 主任監査官（契約管理官・技術開発調整官）  
〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館  
電話 052-953-8113（直通）内線2114（2222・3120）
  - ②受付時間 上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く10時00分から16時00分まで

## 2 3. 関連情報を入手するための照会窓口

- 3.（12）に同じ。

## 2 4. その他

- (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊中部地方整備局競争契約入札心得、別冊中部地方整備局電子入札運用基準及び別冊契約書案を熟読し、中部地方整備局競争契約入札心得を遵守すること。
- (3) 競争参加資格確認申請書に虚偽の記載をした場合においては、競争参加資格確認申請書を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。
- (4) 同種又は類似業務の実績については、我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種又は類似業務の実績をもって判断するものとする。
- (5) 本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は平成22年度の当該事務所発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、平成22年度の当該事務所発注工事に参加してはならない。
  - ・「工事に参加」とは、当該工事の入札に参加すること、当該工事の下請けとして参

加することをいう。

・「資本面・人事面で関係がある者」とは、次の①又は②に該当するものをいう。

- ①一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を保有し、又はその出資額の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている場合。
- ②一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

(6) 直接的雇用関係

予定管理技術者は、本業務の履行期間中に本業務の受注者と直接的雇用関係があること。

- (7) 競争参加資格確認申請書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (8) 提出された競争参加資格確認申請書は返却しない。なお、提出された競争参加資格確認申請書は競争参加資格確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (9) 競争参加資格確認申請書の提出後において、原則として競争参加確認申請書に記載された内容の変更を認めない。また、競争参加資格確認申請書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (10) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、9時00分から18時00分まで稼動している。また、稼動時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼動時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。

・電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>

- (11) システム操作上の手引書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。

「電子入札準備手順書」は、電子入札施設管理センターホームページでも公開している。

- (12) 障害発生時及び電子入札システム操作時の問い合わせ先は次のとおりとする。

・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

電子入札施設管理センターヘルプデスク 電話 03-3505-0514

電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>

・ただし、申請書類、応札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、3.

(12) ① へ連絡すること。

- (13) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加出来なくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。

- ・競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
- ・競争参加資格確認申請書受付表（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・競争参加資格確認通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・辞退届受信確認（電子入札システムから自動発行）

- ・ 辞退届受付票
- ・ 日時変更通知書
- ・ 入札書受信確認（電子入札システムから自動発行）
- ・ 入札書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・ 入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・ 落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・ 決定通知書
- ・ 保留通知書
- ・ 取止め通知書
- ・ 再入札通知書

別表

|   |                                     |                                                                      |
|---|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| ① | 競争参加資格確認通知の日                        | 平成２２年 ７月２３日                                                          |
| ② | 申請書等の提出期間                           | 平成２２年 ７月 ２日から平成２２年 ７月１６日<br>までの１０時００分から１６時００分まで<br>(土曜日、日曜日及び祝日を除く。) |
| ③ | 入札説明書の内容についての<br>質問の受付期間            | 平成２２年 ７月 ２日から平成２２年 ７月２７日<br>までの１０時００分から１６時００分まで<br>(土曜日、日曜日及び祝日を除く。) |
| ④ | 入札書の受付期間                            | 平成２２年 ８月 ５日１０時００分から<br>平成２２年 ８月 ６日１６時００分から<br>(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)      |
| ⑤ | 開札の日時及び場所                           | 平成２２年 ８月 ９日１１時００分<br>沼津河川国道事務所１Ｆ入札室                                  |
| ⑥ | 技術提案に関するヒアリング<br>の期間                | 平成２２年 ７月２６日から<br>平成２２年 ７月２９日まで                                       |
| ⑦ | 調査基準価格未満で入札した<br>者に求める追加資料の提出期<br>限 | 別途通知する<br>※追加資料は必ず持参すること。なおメール、FAX<br>による提出は受理しない。                   |
| ⑧ | 履行確実性に関するヒアリン<br>グ                  | 別途通知する                                                               |

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局沼津河川国道事務所長 前佛 和秀 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名 印

(又は〇〇支店長 〇〇 〇〇)

(設計共同体の場合は、以下のように記入すること。)

共同体事務所の所在地

〇〇〇〇業務△△・〇〇設計共同体

△△(株) 役職名 氏名 印

〇〇(株) 役職名 氏名 印

平成 22 年 7 月 1 日付けで公告のありました「平成22年度沼津河川国道管内河川工事監督支援業務」に係る競争参加資格について確認されたく必要書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

注) 印については、持参又は郵送等にて提出する場合は、押印するものとする。

なお、紙入札方式による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（380 円）に相当する切手を貼った長 3 号封筒を申請書と併せて提出してください。

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局沼津河川国道事務所長 前佛 和秀 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名 印

(又は〇〇支店長 〇〇 〇〇)

(設計共同体の場合は、以下のように記入すること。)

共同体事務所の所在地

〇〇〇〇業務△△・〇〇設計共同体

△△(株) 役職名 氏名 印

〇〇(株) 役職名 氏名 印

## 平成22年度沼津河川国道管内河川工事監督支援業務

### 競争参加資格確認資料

連絡先 担当部署

氏 名

T E L

F A X

平成 22 年 7 月 1 日付けで公告のありました「平成22年度沼津河川国道管内河川工事監督支援業務」の競争参加資格確認資料を別紙のとおり提出します。

注 1) 電子入札システムにより提出すること。ただし、競争参加資格確認申請書等の、合計容量が 3 MB を超える場合には、持参又は郵送等（締切日時必着）で提出すること。この場合、提出書類は電子媒体（CD-ROM等）に入札説明書「6. 申請書等の提出等」の（2）の形式で作成したファイルを記録したものを添付すること。

注 2) 印については、持参又は郵送等にて提出する場合は、押印するものとする。

入札参加希望者

|           |           |
|-----------|-----------|
| 営業拠点等の所在地 |           |
| 会社名       | 営業拠点等の所在地 |
|           |           |

※所在を証するものを添付すること。（パンフレット等。）

※設計共同体の場合は、全ての構成員の営業拠点等の所在地を記載すること。

発注者が予定価格算出に用いる基準、歩掛等を通知する際の連絡先

|         |  |
|---------|--|
| 会社名     |  |
| 部署      |  |
| 連絡者     |  |
| メールアドレス |  |
| T E L   |  |
| F A X   |  |

## 入札参加希望者の同種又は類似業務の実績

|                    |  |
|--------------------|--|
| 業務の分類              |  |
| 業務名                |  |
| TECRIS の登録番号       |  |
| 契約金額               |  |
| 履行期間               |  |
| 発注機関名<br>住所<br>TEL |  |
| 業務の概要              |  |

※業務分類には、同種業務又は類似業務を記載すること。

※業務の概要については具体的に記述すること。

※図面、写真等を引用する場合も含め、A４判１枚に記載する。

## 入札参加希望者の同種又は類似業務の実績

(中部地整地方整備局発注業務の受注実績が無い場合に記載)

|                        |  |
|------------------------|--|
| 業務の分類                  |  |
| 業務名                    |  |
| TECRIS の登録番号           |  |
| 契約金額                   |  |
| 履行期間                   |  |
| 発注機関名<br>住所<br><br>TEL |  |
| 業務の概要                  |  |

※業務分類には、同種業務又は類似業務を記載すること。

なお、他機関における過去４年間の同種又は類似業務の受注実績が様式－４と同じ業務を記載する場合は、業務の分類の欄に「様式－４と同じ」と記載し、業務名、業務概要等の欄は、記載不要とする。

※業務の概要については具体的に記述すること。

※図面、写真等を引用する場合も含め、１業務につきＡ４判１枚に記載する。

## 配置予定管理技術者の経歴等

|                                                                                                          |        |       |      |                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-------|------|-----------------|
| ふりがな<br>①氏名                                                                                              |        | ②生年月日 |      |                 |
| ③所属・役職                                                                                                   |        |       |      |                 |
| ④保有資格<br>(資格名、登録番号、取得年月日)                                                                                |        |       |      |                 |
| ⑤手持業務の状況（平成 22 年 7 月 1 日現在），契約金額 500 万円以上（ただし、国土交通省 直轄業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】を 付して記載すること。） |        |       |      |                 |
| 業 務 名（TECRIS 登 録 番<br>号）                                                                                 | 職務上の立場 | 発注機関  | 履行期間 | 契約金額            |
|                                                                                                          |        |       |      | (契約金額合計 万<br>円) |
| ⑥平成 18 年度から平成 21 年度の技術者の優良表彰                                                                             |        |       |      |                 |
| 表彰年度                                                                                                     | 業務名    | 発注者   | 表彰者  |                 |
|                                                                                                          |        |       |      |                 |

注：優良表彰があった場合、その写しを提出すること。

## 配置予定管理技術者の同種又は類似業務の実績

|                    |  |
|--------------------|--|
| 業務の分類              |  |
| 業務名                |  |
| TECRIS の登録番号       |  |
| 契約金額               |  |
| 履行期間               |  |
| 発注機関名<br>住所<br>TEL |  |
| 業務の概要              |  |

※業務分類には、同種業務又は類似業務を記載すること。

※業務の概要又は従事経験内容を具体的に記載すること。

※図面、写真等を引用する場合も含め、1 業務につき A 4 判 1 枚に記載する。

## 配置予定管理技術者の同種又は類似業務の実績

(中部地整地方整備局発注業務の受注実績が無い場合に記載)

|                    |  |
|--------------------|--|
| 業務の分類              |  |
| 業務名                |  |
| TECRIS の登録番号       |  |
| 契約金額               |  |
| 履行期間               |  |
| 発注機関名<br>住所<br>TEL |  |
| 業務の概要              |  |

※業務分類には、同種業務又は類似業務を記載すること。

なお、他機関における過去４年間の同種又は類似業務の受注実績が様式－６と同じ業務を記載する場合は、業務の分類の欄に「様式－６と同じ」と記載し、業務名、業務概要等の欄は、記載不要とする。

※業務の概要又は従事経験内容を具体的に記載すること。

※図面、写真等を引用する場合も含め、１業務につきＡ４判１枚に記載する。

## ・業務実施体制（１）

| 分担業務の内容 | 備 考 |
|---------|-----|
|         |     |
|         |     |
|         |     |

注１：１社単独、設計共同体、いずれの場合においても業務の分担について記載する。なお、業務の分担を行わない場合は、分担業務の内容の欄に「業務の分担なし」と記載する

注２：設計共同体により業務を実施する場合は、備考欄に設計共同体の構成員である旨を記載するとともに、企業名等を記載すること。また、代表者はその旨を記載すること。

注３：他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

## ・業務実施体制（２）

|       | 予定技術者名 | 所属・役職 | 担当する分担業務の内容 |
|-------|--------|-------|-------------|
| 管理技術者 |        |       |             |

|       |        |   |
|-------|--------|---|
| 担当技術者 | 配置予定人数 | 人 |
|-------|--------|---|

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局沼津河川国道事務所長 前佛 和秀 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名 印

(又は〇〇支店長 〇〇 〇〇)

(設計共同体の場合は、以下のように記入すること。)

共同体事務所の所在地

〇〇〇〇業務△△・〇〇設計共同体

△△(株) 役職名 氏名 印

〇〇(株) 役職名 氏名 印

## 平成22年度沼津河川国道管内河川工事監督支援業務

### 技 術 提 案 書

連絡先 担当部署

氏 名

T E L

F A X

平成 22 年 7 月 1 日付けで公告のありました「平成 22 年度沼津河川国道管内河川工事監督支援業務」の技術提案書を別紙のとおり提出します。

注 1) 電子入札システムにより提出すること。ただし、競争参加資格確認申請書等と同時に提出する場合や技術提案書の提出において合計容量が 3 MB を超える場合には、持参又は郵送等（締切日時必着）で提出すること。この場合、提出書類は電子媒体（CD-ROM 等）に入札説明書「6. 申請書等の提出等」の（2）の形式で作成したファイルを記録したものを添付すること。

注 2) 印については、持参又は郵送等にて提出する場合は、押印するものとする。

[illegible][illegible]

- 34 -

特定テーマ

ア) 品質確保に向けた管理技術者及び担当技術者の役割等の実施体制の提案、並びに業務のピーク時及び常時の実施体制についての提案

※ A 4 判 2 枚以内に記載する。

特定テーマ

イ)本業務における守秘性、中立・公平性の確保について

|  |
|--|
|  |
|--|

※ A 4 判 2 枚以内に記載する。